

人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）

令和3年5月
農林水産省

1 総論

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要である。

2 人・農地プラン

- (1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。
- (2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。
- (3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

3 農地バンク等

- (1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、
 - ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、
 - ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、
 - ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進めるといった能動的アプローチへと転換する。

(2) 農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる。

この場合の農地バンクによる貸借の運用を抜本的に見直す。

(3) 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。

4 人の確保・育成

(1) 市町村が人・農地プランの策定に注力し、「目標地図」の実現に向けた具体的な人の位置付けを担う一方、地域の内外から広く人を確保しなければならない状況等を踏まえ、都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関（農業に関する団体等）のサポートの下、人の確保と育成について方針の策定等を行う。

(2) 新規就農

① 都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関のサポートの下、新規就農の確保・育成について方針の策定等を行い、農地の取得、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな支援を実施する。

② 若者等の農業への一層の呼び込みと定着を図るため、農業の魅力の発信を行うとともに、別途、幅広い層の意見を聞く場を設ける。

(3) 集落営農について、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、経営の多角化や高収益作物の導入など、それぞれの状況に応じた取組を促進する。

(4) 地域を越えた広域での人材のマッチングや関係機関によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。

(5) 農業者による事業展開の促進

① 農地の最大限の利用に向けて、持続的な農地利用や広域的活動・経営多角化等について、資金面等で後押しする。

② 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

5 持続的な農地利用を支える取組の推進

- (1) 今後、人・農地プランの「目標地図」の実現に向け、農業支援サービス事業者について、プランに位置付けることも含め、その活動の活発化を図る。
- (2) 農協の農作業受託の取組を、質・量ともに組合員や地域の期待に応えられるようにし、より多くの農協が農業経営に取り組みやすいようにするとともに、複数の農事組合法人間の連携を深めやすくする。
- (3) 産地間連携等による労働力調整を促進するとともに、激化する人材獲得競争の中で、他産業並の労働環境等により、農業に携わる者を確保する観点から、別途、働きやすい労働環境づくりのあり方を検討する場を設ける。

6 農村における所得と雇用機会の確保

- (1) 中山間地域等直接支払制度において、第5期対策（令和2年度～）から導入した「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用を推進する。
- (2) 大規模な経営が困難な中山間地域においては、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営に係る施策の充実を図る。
- (3) 農山漁村の担い手として、農業以外の事業にも取り組む農業者（半農半X）など、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進するため、今後は、
 - ① 農泊、農福連携、ジビエをはじめとする農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
 - ② 農業者だけでなく、地域の多様な主体が一体となった取組
 - ③ 「農村地域づくり事業体（農村RMO）」による取組等、地域資源をフル活用して事業展開することにより、所得確保手段の多角化が図られるよう、6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させる。
- (4) 農山漁村発イノベーションの担い手として、令和2年度からスタートした「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みや、「労働者協同組合」の仕組みを活用した人材マッチング等を推進する。
- (5) 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とする。

7 安心・安全な生活環境の確保

- (1) 中山間地域等を中心に、
 - ① 農村集落における地域資源の保全管理・活用に係る将来の方向性や取組についての合意形成と、それに基づく共同活動の推進
 - ② 複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体(農村RMO)の育成等、地域資源の最適配分を図りつつ、効率的に農村地域を運営するための仕組みを構築する。
- (2) 地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援や、既存の集落営農組織が農作業の共同化や農地の保全等に加えて事業の多角化を図る場合の支援を行う。
- (3) 国土交通省等と連携し、流域治水対策を推進するとともに、ため池等の豪雨対策を速やかに実施できることとする。
- (4) 総務省と連携し、農村地域の情報通信環境の構築に係るガイドラインを作成し、光ファイバ、無線基地局等の整備等を推進する。
- (5) 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省と連携しつつ、生活インフラのほか、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、「小さな拠点」を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みの構築を推進する。

8 農地の長期的な利用

- (1) 受け手のいない農地について、食料の安定供給のための農地の確保を前提として、長期的な視点を踏まえ、
 - ① 有機栽培や放牧、鳥獣緩衝帯など、農地や土壌についての持続可能な利用を図るために必要な施策
 - ② 関係者が話し合いを通じて地域の土地利用を提案できる仕組み
 - ③ 農地集積・集約化の加速や持続可能な土地利用に資する農地・農業水利施設の整備等に対する農家負担の軽減を含む支援等を措置する。
- (2) ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的管理などに関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定する。

9 農村をサポートする人材の育成

- (1) 令和3年度から開始された、地方自治体職員等を対象とした地域サポートの担い手となる「地域づくり人材」を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、講座修了生同士で支え合いながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築する等、その更なる充実を図る。
- (2) 専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織など、関係府省と連携しながら自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を講ずる。
- (3) 小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を構築する。
- (4) 関係省庁・機関等の地方創生施策と連携を図りつつ、農業への関心層を獲得するため、
 - ① 農産物の購入、農山漁村旅行、ユニバーサル農園での農業体験等を通じた「農村ファン」づくり
 - ② 農村における多様な関わりを希望する人材を募り、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする機能の構築
 - ③ 都市農地や農業への都市住民の理解の醸成等を推進する。

10 関係府省等と連携した仕組みづくり

- (1) 既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、新たな施策を検討する。
- (2) 地方自治体や地域の農業者等の事務負担の軽減を図るため、事務手続書類の簡素化、デジタル技術の活用等を図る。

11 今後の進め方

今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる。